資料１－２

令和８年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について（案）

令和８年〇月〇日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、本日、令和８年度上半期（令和８年４月１日～９月 30 日）における主な活動実績について取りまとめましたので、お知らせします。[1]

Ⅰ　個人情報保護法等に関する事務

１．いわゆる３年ごと見直し規定に基づく対応

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第 44 号。以下「令和２年改正法」という。）附則第 10 条の規定（以下「いわゆる３年ごと見直し規定」という。）に基づき、個人情報を取り巻く新たな課題に対応するため、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、令和２年改正法の施行の状況等も踏まえ、必要な措置の検討を行った。

具体的には、令和５年度から委員会において検討を重ね、これを踏まえた個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が令和８年４月７日に閣議決定され、第 221 回国会（特別会）に提出された。

衆議院では、同月 21 日に本会議において、同年５月８日に地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）から改正法案の趣旨説明がそれぞれ行われ、同月 12 日に政府に対する質疑、同月 14 日に参考人の意見陳述及び参考人に対する質疑、同月 21 日に再度政府に対する質疑が行われた後、同日に賛成多数で原案のとおり可決（附帯決議あり）、同月 26 日の本会議に上程され、賛成多数で可決された。

参議院では、同年６月 12 日に本会議において、同月 17 日にデジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会において、内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）から改正法案の趣旨説明がそれぞれ行われ、同日に政府に対する質疑、同月 19 日に参考人の意見陳述及び参考人に対する質疑、同月 24 日に再度政府に対する質疑が行われた後、同年７月８日に賛成多数で原案のとおり可決（附帯決議あり）、同月 10 日の本会議に上程され、賛成多数で可決、成立し、同月 17 日に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第 56 号。以下「令和８年改正法」という。）として公布された。令和８年改正法では、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに、ＡＩ活用にも資する円滑なデータ連携を促進するため、①適正なデータ利活用の推進、②リスクに適切に対応した規律、③不適正利用等防止、④規律遵守の実効性確保のための規律、の４つの観点を中心に必要な

[1] 本活動実績における法律の条文番号及び条文については、特段の記載がない限り、事象当時の条文番号及び条文を記載している。

改正を行った。

令和８年改正法の円滑な施行に向けては、個人情報取扱事業者及び行政機関等（行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が適切に対応できるよう準備期間を設ける観点から、現在、政令・規則・ガイドラインなど、改正等が必要なルール等の迅速な整備に取り組んでおり、同月 31 日に開催した第 364 回個人情報保護委員会において、令和８年改正法の円滑な施行に向けた取組の方針やロードマップを示した「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について」を決定した。また、政令・規則・ガイドライン等において整備すべき主な事項について、同年８月 26 日に開催した第 366 回個人情報保護委員会において、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律　政令・規則等で定める事項の全体像について」を決定するとともに、政令・規則・ガイドライン等の整備の今後の検討の進め方について、同年９月９日に開催した第 368 回個人情報保護委員会において、「政令・規則・ガイドライン等の整備に関する今後の進め方」を決定した。それらを踏まえ、政令・規則の整備に向けた基本的な考え方について議論を行っている。

２．有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場について

広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見交換を行い、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、国内外における個人情報等（個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。以下同じ。）の保護・利活用、デジタル社会の進展やＡＩの急速な普及を始めとした関連技術の動向等を把握していくことにより、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資するよう、令和７年３月 26 日に開催した第 319 回個人情報保護委員会において「個人情報保護政策に関する懇談会」の開催を決定し、毎年度２回程度開催することとした。

令和８年度においては、大枠のテーマを「ＡＩ等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」とし、同年９月１日に開催した第３回会合では「個人情報を扱うデジタルサービスの動向等」を議題として意見交換を行った。

３．行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組

行政機関等における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、各主体に対する助言や照会への回答、制度運用に資する情報の提供等、個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用の観点から幅広い支援を行った。

また、地方公共団体の職員の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に関する理解の促進を図るため、各都道府県及び市区町村の個人情報保護制度担当者を対象に、地方公共団体の機関の実務に即した研修を、オンライン形式を含め、６回（長野県、福井県、和歌山県、北海道、徳島県及び宮城県）開催した。

４．個人情報保護法に基づく監視・監督

（１）個人情報取扱事業者等に対する監督

①　個人データの漏えい等事案に関する報告の処理状況

個人データの漏えい等事案について 10,784 件の個人情報保護法第 26 条第１項に基づく報告の処理を行った。このうち、委員会に対する直接報告は 7,278 件、委任先省庁を経由したものは 3,506 件であった（付表１）。発生原因としては、不正アクセス等によるものや、病院や薬局における要配慮個人情報を含む書類等の誤交付及び紛失、クレジットカードの誤送付等が多かった。

漏えい等事案の報告を受けて、委員会では、本人に対する通知（個人情報保護法第 26 条第２項）が適切になされているか、発生原因を適切に特定し、分析しているか、再発防止のための措置として記載されている事項が発生原因に適切に対応したものであるか等、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第３号。以下「施行規則」という。）第８条第１項各号所定の報告対象事項について、その内容を確認し、必要に応じて発生原因分析や再発防止策検討の手法等につき情報提供する等の対応を行った。

②　報告徴収、立入検査、指導及び助言、勧告並びに命令の状況

個人情報取扱事業者等に対して、報告徴収を43件、指導及び助言を200件行った（付表１）。

個人情報取扱事業者等に指導した事案のうち、例えば、広く国民が利用しているサービスに関わるもので、個人の権利利益の侵害の蓋然性が高いものなど、国民の不安払拭、更なる被害防止の観点等から公表の必要性及び相当性が認められるものや、意図的に法令違反を繰り返しているなど法令違反の重大性が高いものに関しては、個別名称を含めた事案の詳細の公表を行った。

具体的には、ＫＤＤＩ株式会社が、インターネットサービスプロバイダ（以下「プロバイダ」という。）向けのメールシステム（以下「本件システム」という。）を開発し、複数のプロバイダに対し、メールサービスを提供していたところ、本件システムが不正アクセスを受け、本件システムに保存されていたメールサービス利用者の認証情報であるメールアドレス及びパスワードが漏えいした事案に関し、ＫＤＤＩ株式会社に対し、令和８年８月 19 日、個人データの安全管理措置（個人情報保護法第 23 条）の不備があったことについて指導を行い、再発防止策の実施状況について報告等の求めを行い、また、一部のプロバイダに対しても、個人データの安全管理措置（個人情報保護法第 23 条）の不備があったことについて指導を行うとともに、事案の公表を行った。

③　個人情報の取扱い等に関する注意喚起

ア　ＫＤＤＩ事案に関するメールサービス利用者に対する注意喚起

ＫＤＤＩ株式会社のシステムが不正アクセスを受け、当該システムに保存されていたメールサービス利用者の認証情報であるメールアドレス及びパスワードが漏えいした事案に関し、当該メールサービスの利用者に対し、令和８年８月 19 日、①パスワー

ドの使い回しが判明した場合には、速やかにパスワードを強固な文字列に変更すること、②個人情報取扱事業者及び行政機関等がメールサービスを利用している場合には、従業者や職員に対し、①の点を周知徹底すること、について注意喚起を行った。

イ　レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起

地方公共団体が、個人情報取扱事業者に対し、レセプトデータ等を加工して行政機関等匿名加工情報の作成を委託した後、当該個人情報取扱事業者に対し、個人情報保護法第 109 条第２項第２号の規定に基づき当該行政機関等匿名加工情報を提供し、さらに、当該個人情報取扱事業者が、製薬企業や保険会社との間で、医薬情報提供、製品開発、市場分析、保険数理、引受査定の高度化等のためのデータ利用に関する契約を締結し、当該行政機関等匿名加工情報を提供していた事案があることが判明した。当該事案を踏まえて、地方公共団体に対して、令和８年８月 19 日、行政機関等匿名加工情報に係る個人情報の利用目的の特定、利用目的の範囲内の提供かどうかの検討等について注意喚起を行うとともに、個人情報取扱事業者に対して、地方公共団体が利用目的の範囲内かどうかの検討を適切に行うことができるよう、自らが予定する行政機関等匿名加工情報の利用計画や想定される成果等について、可能な限り具体的かつ丁寧に地方公共団体に説明することや地方公共団体に対する利用成果のフィードバックの必要性等について注意喚起を行った。

ウ　オプトアウト届出事業者に対する実態調査を踏まえた個人情報の適正な取扱いについての注意喚起

オプトアウト届出事業者に対し、個人情報保護法の法的義務の履行状況等を確認することを目的に実施した実態調査の結果を踏まえ、令和８年８月 19 日、個人データの提供先に対する利用目的の確認、本人確認手続等の実施その他個人情報保護法に則った個人情報の適正な取扱いについて留意するよう注意喚起を行った。

（２）行政機関等に対する監視

①　保有個人情報の漏えい等事案に関する報告の処理状況

保有個人情報の漏えい等事案について、1,268 件の個人情報保護法第 68 条第１項に基づく報告の処理を行った。このうち、国の行政機関等による報告は 153 件、地方公共団体等による報告は 1,115 件であった（付表２）。発生原因としては、要配慮個人情報を含む書類の紛失、電子メールの誤送信等による誤送付等が多かった。

漏えい等事案の報告を受けて、委員会では、本人に対する通知（個人情報保護法第 68 条第２項）が適切になされているか、発生原因を適切に特定し、分析しているか、再発防止のための措置として記載されている事項が発生原因に適切に対応したものであるか等、施行規則第 44 条第１項各号所定の報告対象事項について、その内容を確認し、必要に応じて発生原因分析や再発防止策検討の手法等につき情報提供する等の対応を行った。

② 資料提出の求め、実地調査、指導及び助言並びに勧告の状況

実地調査の実施に当たり、令和８年度の実地調査及び立入検査計画を策定し、実地調査の実施方針として、①行政機関等に対して計画的な調査を行うこと、②漏えい等事案の報告等を踏まえ、随時実地調査を行うこと等を定めている。

個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和４年個人情報保護委員会告示第１号。以下「公的部門ガイドライン」という。）等の遵守状況を確認するため、行政機関等に対する計画的な実地調査を 28 件実施し（うち 27 件は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）に基づく立入検査と一体的に実施）、保有個人情報の適正な取扱いに関して改善を求める指導及び指導した事項について報告を求める資料提出の求めを行った（付表２）。実地調査を通じ、行政機関等においては、安全管理措置のうち教育研修、監査・点検、アカウント及びアクセス権の管理、ログの分析等について、改善を要する事項が認められた（付表３、付表４）。

実地調査以外に、保有個人情報の漏えい等事案の報告の受付等に際し、不備のあった安全管理措置に係る再発防止策の徹底を求めるなどの指導及び助言を 65 件行った。

（３）関係府省庁等との連携

① 個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会の開催

近年、個人情報取扱事業者等及び行政機関等へのサイバー攻撃が個人データ等の漏えい等の大きな要因となっている情勢の中で、関係省庁及び関係機関との連携をより一層強化し、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するとともに、個人情報取扱事業者等及び行政機関等に対する効果的な普及啓発の在り方等を検討する観点から、令和８年４月16日及び同年７月13日に「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を開催し、委員会における指導案件及び漏えい等報告の状況の説明や、関係機関の取組に係る情報交換等を行った。

② 権限委任先省庁連絡会の開催

個人情報保護法第150条第１項に基づき、対象となる個人情報取扱事業者からの漏えい等報告の受付等に係る権限を委任先省庁へ委任しているところ、委任先省庁において、個人情報保護法に対する理解を深め、適正な監視を確保する観点から、委任先省庁の担当職員を対象とし、令和８年９月25日に「権限委任先省庁連絡会」を開催し、委員会における監視・監督活動や、委任先省庁への依頼事項についての説明等を行った。

（４）外国執行当局との連携

外国に所在する事業者の漏えい等事案について、安全管理措置の不備などの指導を行う等、適切な対応を行った。

また、個人情報保護の執行協力の枠組みであるグローバルプライバシー執行ネットワーク（Global Privacy Enforcement Network：ＧＰＥＮ）により開催された定期的な会議

に参加し、外国のデータ保護機関による近時の執行の取組等を聴取するとともに、委員会とデータ保護機関との間で執行の協力体制を構築・強化した。

（５）監視・監督状況（四半期別）の公表

委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく情報提供するとともに、個人情報取扱事業者及び行政機関等における適正な個人情報の取扱いに資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめた上で公表しており、令和８年９月２日に第１四半期分を公表した。

（６）安全管理措置の手法の例示の追加等の検討

サイバー攻撃が一層高度化・複雑化・巧妙化し、攻撃対象も拡大し続け、個人データ等の漏えい等の大きな要因となっていることから、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第６号）「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」について、現代化を含めた見直しの検討に着手することとし、個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会で得た知見や、情報通信技術の進展、不正アクセスの脅威動向、委員会が行政上の対応を行った個別の事案等を踏まえ、令和８年９月16日に開催した第369回個人情報保護委員会において、その検討の方向性を決定・公表した。

（７）その他の監督活動

サイバー攻撃等の多岐にわたる不正アクセスの手法への適切かつ迅速な対応に向け、サイバーセキュリティを専門とする事業者に分析等の支援を依頼するとともに、サイバーセキュリティに関する職員の知見のかん養を図った。

５．個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等

（１）個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進

①　ＰＰＣビジネスサポートデスクの運用

ＡＩ・ビッグデータ時代を迎え、個人情報等の活用が一層多岐にわたる中、委員会による相談体制の一層の充実を求める意見に適切に対応する観点から、令和２年度からＰＰＣビジネスサポートデスクを設置し、事業者が新たに予定しているビジネスにおける個人データの取扱い（第三者提供、委託、共同利用等）や仮名加工情報及び匿名加工情報を用いた新たなビジネス等について、相談に応じている。予約フォームの運用など事業者がアクセスしやすい環境整備にも努めており、情報通信業等幅広い業種の事業者からの相談に対して、オンライン面談により個人情報保護法上の留意事項に係る助言等を行った（計８件）。

②　デジタル社会形成基本法等に基づく対応

デジタル社会形成基本法（令和３年法律第 35 号）第 39 条第８項において準用する同条第４項等の規定に基づき、内閣総理大臣が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を

変更する際には、委員会の意見を聴くこととされている。委員会は令和８年７月 10 日、同計画の変更案に対し、個人情報の適正な取扱いを確保する観点や個人番号その他の特定個人情報等の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる観点から、同計画に定められた施策を実施するに当たっての留意点等を回答した。

（２）オプトアウト制度に関する取組

個人情報保護法第 27 条第２項の規定に基づくオプトアウト手続（※）により個人データの第三者提供をしようとする者については、オプトアウト手続を行うこと等の委員会への届出が義務付けられている。令和８年９月 30 日時点で 13 件の届出を受け付け、委員会ウェブサイトで公表している。

これにより、委員会へオプトアウト手続の届出を行っている事業者は 270 者となり、令和７年度末から４者増加した。

（※）第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、個人データを第三者に提供する旨、提供する個人データの項目等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することをいう。

（３）認定個人情報保護団体に関する取組

認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）に対しては、個々の認定団体が主催する対象事業者等向け説明会に講師派遣（２件）を行ったほか、対象事業者向け実務研修会を４回開催した。令和８年９月 30 日時点の認定団体数は 40 団体となっており、これらの認定団体が作成する個人情報保護指針については、委員会ウェブサイトにおいて公表している。

（４）民間分野における自主的取組の推進

事業者におけるデータガバナンス体制の構築を促進する観点から、個人データの取扱いに関する責任者等に求められるスキルやキャリアパス等の把握・整理に向けた検討を開始した。

（５）委員会事務局の技術的政策推進体制の強化

社会全体におけるＤＸやＡＩの普及・高度化等を背景としたデータの利活用・流通を取り巻く環境変化、関連技術の急速な進展、令和８年改正法等を踏まえ、令和８年度から、委員会事務局に、技術的な観点から個人情報保護政策の企画立案等を推進する体制（技術担当チーム）を新たに整備した。

また、国際的なデータガバナンスの動向を踏まえ、データ保護と利活用の両立の実現に資することが期待されるプライバシー強化技術（Privacy Enhancing Technologies：ＰＥＴｓ）の活用に関する最新動向等の調査・分析に着手した。

６．関係府省庁等の多様な関係者との連携

委員会は、個人情報等をめぐる国内外の状況変化等に適時適切に対応するため、「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」も活用し、関係府省庁等の多様な関係者と政策立案段階から連携して取組を進めており、主に以下の助言等を行った。

（１）こども性暴力防止に向けた取組に対する助言

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）の円滑な施行に向け、関係行政機関相互の密接な連携・協力体制を確保し、必要な政策決定を行うために開催された「こども性暴力防止法施行準備委員会」及び「こども性暴力防止法施行準備検討会」に参加し、こどもに対する性暴力の防止に係る情報の管理に関し事業者が講ずべき措置等の周知広報に当たり、制度を所管するこども家庭庁に助言を行った。

Ⅱ　マイナンバー法に関する事務

１．マイナンバー法に基づく監督等

（１）特定個人情報の漏えい等事案に関する報告の処理状況

特定個人情報の漏えい等事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、215 件の処理を行った。このうち、マイナンバー法第 29 条の４第１項に基づく報告は、46 件であり（付表５）、発生原因としては、事業者におけるウェブサイトやネットワークの脆弱性を突いた不正アクセス事案等が多かった。

漏えい等事案の報告を受けて、委員会では、本人に対する通知（マイナンバー法第 29 条の４第２項）が適切になされているか、発生原因を適切に特定し、分析しているか、再発防止のための措置として記載されている事項が発生原因に適切に対応したものであるか等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第５号。以下「漏えい等報告規則」という。）第３条第１項各号所定の報告対象事項について、その内容を確認する等の対応を行った。

（２）報告徴収、立入検査、指導及び助言の状況

立入検査の実施に当たり、令和８年度の実地調査及び立入検査計画を策定し、立入検査の実施方針として、①行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構に対して定期的な立入検査を行うこと、②地方公共団体等に対して、過去の漏えい等事案の有無やその規模、過去の検査の結果等を勘案の上、計画的な立入検査を行うこと、③漏えい等事案の報告等を踏まえ、随時に立入検査を行うこと等を定めている。

マイナンバー法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第５号）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第６号）

の遵守状況や特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を確認するため、国の行政機関等に対する定期的な立入検査４件を実施（いずれも個人情報保護法に基づく実地調査と一体的に実施）するとともに、地方公共団体に対しては、選択的に立入検査23 件を実施（いずれも個人情報保護法に基づく実地調査と一体的に実施）し、特定個人情報の適正な取扱いに関して改善を求める指導及び指導した事項について報告を求める報告徴収等を行った（付表５）。立入検査を通じ、行政機関等においては、安全管理措置のうち教育研修、監査、アカウント及びアクセス権の管理、ログの分析等について、改善を要する事項が認められた（付表６、付表７）。

また、定期的・計画的な立入検査に伴う指導及び助言を 25 件、定期的・計画的な立入検査に伴うもの以外の指導及び助言を９件行った。

（３）地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況

マイナンバー法第 29 条の３第２項等の規定に基づき、令和７年度の安全管理措置の実施状況等について、地方公共団体等 2,205 機関から報告を受け、おおむね必要な措置が講じられていることを確認した。

（４）監視・監督状況（四半期別）の公表

委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく情報提供するとともに、事業者及び行政機関等における適正な特定個人情報の取扱いに資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめた上で公表しており、令和８年９月２日に第１四半期分を公表した。

（５）その他の監督活動

インシデントに対する組織的対応能力を向上させ、安全管理措置の実質的な確保を図るため、地方公共団体から参加希望を募り、令和８年度は 169 団体（新規参加は 115 団体）に対して、特定個人情報を含む個人情報に係る漏えい等事案が発生したとの想定で、初動対応の訓練を令和８年８月 24 日から同年 12 月８日までの期間中に計 19 日間実施し、訓練の中で明らかになった問題等について改善を促す予定である（上半期においては 40 団体（新規参加は 29 団体）に対して訓練を実施）。

２．特定個人情報保護評価

（１）特定個人情報保護評価書の承認等

評価実施機関である行政機関の長等から５件の全項目評価書の提出を受け、当該行政機関の長等の職員から全項目評価書の概要を聴取する等、内容について審査を行った上で、５件の承認を行った（付表８）。

（２）特定個人情報保護評価指針の３年ごとの再検討

マイナンバー法第 27 条第２項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要が

あると認めるときは、これを変更するものとする。」とされている。

前回の再検討による変更後、令和９年４月におおむね３年が経過することから、保護評価手続の簡素化と特定個人情報保護評価書中のリスク対策に関する記載の充実の実現に向けて、これまでの特定個人情報保護評価制度の運用状況、評価実施機関からの問合せや意見・要望、特定個人情報の漏えい等の事案、技術の進歩、国際的動向等について、調査を実施し、特定個人情報保護評価指針の再検討を進めている。

３．独自利用事務の情報連携

（１）届出の受付状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第５号）で定める要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを使用して利用特定個人情報の提供を求めることができる事務として、令和９年２月以降の情報連携について 106 の地方公共団体から 293 件の届出があった。これにより、令和９年２月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務に係る届出件数は、1,518 の地方公共団体（都道府県 47、市区町村等 1,471）からの 13,417 件となる見込みである。

（２）独自利用事務の情報連携制度の活用促進

情報連携の対象となる独自利用事務の事例については、平成 27 年８月６日に委員会の決定を経て公表して以来、地方公共団体からの要望を踏まえて追加してきた。

令和８年７月１日に開催した第 361 回個人情報保護委員会において、「保育所等の利用の調整又は要請に関する事務」の１事例を新たに追加したほか、既存の３件の事例について、準ずる先の法定事務を追加し、これらについて公表した。

また、独自利用事務の情報連携制度の更なる活用の促進に向けて、地方公共団体に対し、当該制度の説明や事例紹介を行うとともに、当該制度の活用開始から２年程度経過した団体に対し、当該制度の活用状況やその効果に関する調査を実施している。

Ⅲ　国際協力

デジタル社会の進展に伴うデータの流通の増加等に伴い、個人情報を含むデータの円滑な越境流通の重要性が更に増しており、委員会として、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：ＤＦＦＴ）の推進及び具体化のための施策に取り組んでいるほか、各国の法制度等の世界潮流の把握、各国当局との連携の強化を進めた（国際会議への出席は 54 件（付表９）及び外国機関との対話件数は 31 件（付表 10）。計 85 件。）。これらは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、ＤＦＦＴ推進に向けた政府全体の取組の一つとして位置付けられているが、主な取組は、以下のとおりである。

１．個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

（１）相互認証の枠組みの更なる発展

平成 31 年１月 23 日に発効した、日ＥＵ間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組み（日本においては、個人情報保護法第 28 条に基づく外国指定、ＥＵにおいては、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：ＧＤＰＲ）第 45 条に基づく十分性認定）について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号）による個人情報保護法の一部改正（個人情報保護法の適用対象に学術研究分野及び公的部門を追加）を踏まえた学術研究分野及び公的部門への対象範囲拡大に関する協議をＥＵと行っている。

同協議について、令和８年５月５日、ベルギーにおいて、手塚悟委員長が欧州委員会司法・消費者総局（Directorate-General for Justice and Consumers：ＤＧ―ＪＵＳＴ）アナ・ガレゴ総局長と会談を行い、公的部門における主要な論点について意見交換を行い、協議の更なる加速化を図ることで一致した。

また、ＥＵと同様に英国との間でも、日英間の相互認証の枠組みについて、学術研究分野及び公的部門への対象範囲拡大に関する協議を行っており、令和８年７月 28 日、英国において、英国科学・イノベーション・技術省（Department for Science, Innovation and Technology：ＤＳＩＴ）と会議を行い、相互認証の枠組みの拡大に向けた論点整理を行い、協議妥結時期の見通し等について意見交換を行った。

（２）国際的な企業認証制度の普及促進

一定の個人情報保護に係る要件を満たしている企業を国際的に認証する制度であるグローバル越境プライバシールール（Cross-Border Privacy Rules：ＣＢＰＲ）システムについて、委員会で作成した認証取得検討のための企業向けパンフレットを活用し、企業へ個別説明を実施した。

また、令和８年７月２日、インドネシアで開催された日ＡＳＥＡＮデジタル担当高級実務者会合・電気通信規制庁会合合同作業部会において、委員会として取り組む「ＡＳＥＡＮへのＤＦＦＴのための個人データに関する協力」の内容として、グローバルＣＢＰＲ認証取得のためのプログラム要件とＡＳＥＡＮ加盟国の国内法制度とのマッピング等を通じて、ＡＳＥＡＮにおける同システムの参加国及び認証取得事業者のより一層の拡大に向けた取組を支援することにより、ＡＳＥＡＮにおけるＤＦＦＴの推進に貢献する考えを発信した。

くわえて、令和７年度に実施した、日本におけるグローバルＣＢＰＲ認証取得企業の拡大を目的とした個人データの越境移転に係る実態等の調査の報告書について、今後のグローバルＣＢＰＲシステムの普及促進活動を検討する上で有益な示唆が得られるものとして、多くの関係各国から英語版の作成について要望が寄せられたことを踏まえ、同報告書を英訳し、委員会ウェブサイトで公表した。

（３）グローバルなモデル契約条項（Model Contractual Clauses：ＭＣＣ）の実現に向けた取組

令和８年７月２日、インドネシアで開催された日ＡＳＥＡＮデジタル担当高級実務者

会合・電気通信規制庁会合合同作業部会において、委員会として取り組む「ＡＳＥＡＮへのＤＦＦＴのための個人データに関する協力」の内容として、ＡＳＥＡＮにおける越境データ移転に用いるモデル契約条項（ＡＳＥＡＮ ＭＣＣ）と策定中の日本版ＭＣＣの比較調査を実施し、国際的な相互運用性の向上を目指す取組を実施予定である旨をＡＳＥＡＮ加盟国に対し発信した。

（４）個人情報保護を取り巻くリスクへの対応

ＤＦＦＴを脅かすリスクである無制限なガバメントアクセスに対処するべく、令和４年 12 月 14 日に採択された経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：ＯＥＣＤ）加盟国等による閣僚宣言である「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」について、委員会は、ＯＥＣＤ加盟国以外においても尊重されるグローバルスタンダードとして定着していくよう、ＯＥＣＤやＧ７データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル等において議論や取組を継続している。

特に、令和８年４月以降、ＯＥＣＤ内の「データガバナンス・プライバシー作業部会（Working Party on Data Governance and Privacy：ＷＰＤＧＰ）」において、ＯＥＣＤプライバシーガイドラインの見直しに関する議論が開始されたことから、令和８年４月 16 日及び 17 日、フランスで開催された「データガバナンス・プライバシー（Data Governance and Privacy：ＤＧＰ）会合」に参加し、同宣言と同ガイドラインとの整合性を担保するよう働きかけるとともに、各国の実施状況や課題を踏まえた段階的な議論を行うことの重要性について発信した。

（５）個人情報保護及びプライバシーの分野におけるＤＦＦＴの推進及び具体化の取組

令和８年６月 25 日及び 26 日にフランスで開催された第６回Ｇ７データ保護・プライバシー機関（Data Protection and Privacy Authorities：ＤＰＡ）ラウンドテーブルに参加し、Ｇ７として、ＤＦＦＴのより深い理解及びその適用に貢献するため、個人データへのガバメントアクセスに関する規定を含む、Ｇ７の各法域における越境データ移転のためのインフラについての対話を継続することに合意し、その内容が盛り込まれたコミュニケが採択された。

また、世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly：ＧＰＡ）（※）内のデータの越境移転等のトピックを扱う「グローバルな枠組みと基準ワーキンググループ」に参加し、ＤＦＦＴの推進並びにそれに資するデータ保護原則及びデータ移転メカニズムに係る議論の推進等に努めた。

（※） 世界各国の 140 以上のデータ保護機関が参加するフォーラム。ＧＰＡでは、データ保護機関、関連の政府機関や国際機関によるクローズドの協議及び情報交換のほか、事業者及び研究者等も参加するオープンな場での基調講演やパネルディスカッションが行われる。

（６）個別国とのＤＦＦＴに関する関係の強化

令和８年４月 21 日、イタリアにおいて、手塚悟委員長がドイツ連邦データ保護・情報

自由監察官（Die Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit：ＢｆＤＩ）アンドレアス・ハルトル副委員と会談を行い、ＤＦＦＴの推進・協力に係る意見交換を行った。

また、同年７月21日、シンガポールにおいて、手塚悟委員長がタイ個人データ保護委員会（The Personal Data Protection Committee of Thailand：ＰＤＰＣ、以下「タイＰＤＰＣ」という。）ティエンチャイ・ナ・ナコーン委員長と会談を行い、ＤＦＦＴのＡＳＥＡＮ展開について意見交換を行った。

２．関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築

（１）多国間及び地域間の枠組みにおける協力関係の強化

①　Ｇ７

令和８年６月25日及び26日にフランスで開催された第６回Ｇ７　ＤＰＡラウンドテーブルに参加し、コミュニケ及び「プライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明」に係る議論の深化に貢献した。また、委員会と米国連邦取引委員会（Federal Trade Commission：ＦＴＣ）が共同議長を務める執行協力作業部会において、委員会が作成を主導し令和７年に採択された執行事例共有フォーマットに係る他フォーラムへの展開及びレポジトリの構築について、議論を主導した。

②　ＧＰＡ

令和８年４月以降、ＧＰＡ内の「国際執行協力ワーキンググループ」や「国際年齢認証作業部会」等に複数回参加し、執行に関する実務上の課題の検討や各国の年齢認証技術に係る事例について聴取する等、最新の国際動向の把握に努めた。

③　アジア太平洋プライバシー機関（Asia Pacific Privacy Authorities：ＡＰＰＡ）

令和８年４月以降、ＡＰＰＡフォーラム（※）内の「ＡＰＰＡガバナンス委員会」や「ＡＰＰＡ不正な個人情報の流通に関するワーキンググループ」等に参加し、最新の国際動向の把握や個人情報の不正流通に係る国際連携に向けた議論の推進等に努めた。また、同年６月16日及び17日に香港で開催されたＡＰＰＡフォーラムでは、清水涼子委員が、いわゆる３年ごと見直し規定に係る改正案策定の背景や内容について積極的に情報発信するとともに、中湊晃専門委員が、パネルディスカッションにおいて、同改正案における課徴金制度の考え方や最近の個人情報保護に関する協力覚書（Memorandum of Cooperation：ＭＯＣ）締結事例等について説明した。

（※）アジア太平洋地域のデータ保護機関が協力関係の構築や情報交換を行うことを目的として設置されたフォーラム。

④　その他機関

令和８年４月１日、米国で開催されたプライバシー専門職国際協会（International Association of Privacy Professionals：ＩＡＰＰ）が主催する「ＩＡＰＰ　ＤＰＡ Days ミーティング」に参加し、プライバシー保護、ＡＩ、データガバナンス及びデータ流通等

における実務上の課題を聴取する等、最新の国際動向の把握に努めた。

同年５月５日、ベルギーで開催された欧州委員会が主催する「第４回日ＥＵデジタルパートナーシップ閣僚級会合」に参加し、手塚悟委員長が現在日ＥＵ間で取り組んでいる事案の紹介や、今後の協力の方向性等について発信した。

同年５月 27 日及び６月 18 日、欧州データ保護会議（European Data Protection Board：ＥＤＰＢ）が主催する「技術レベル会合」に参加し、エージェント型ＡＩ、ＡＩにおけるプライバシー・バイ・デザイン及び年齢認証に関する各国の取組状況を聴取したほか、同年７月 29 日に、ベルギーにおいて、ＥＤＰＢ事務局と会議を行い、令和８年改正法の内容及び十分性認定国データ保護当局会議（※１）の今後の運営等について意見交換を行った。

同年７月 20 日及び 21 日、シンガポールで開催されたシンガポール個人データ保護委員会（Personal Data Protection Commission：ＰＤＰＣ、以下「シンガポールＰＤＰＣ」という。）が主催する「シンガポールデータフェスティバル 2026」及び同月 22 日及び 23 日に開催されたＩＡＰＰが主催する「ＩＡＰＰアジアフォーラム 2026」（※２）並びに同月 23 日に Centre for Information Policy Leadership（ＣＩＰＬ）が主催するサイドイベントに参加し、生成ＡＩやＰＥＴｓに関する各国の取組状況やＡＳＥＡＮにおける越境データ移転の促進に関する動向等を聴取した。シンガポールデータフェスティバル及びＣＩＰＬ主催のサイドイベントにおいては、手塚悟委員長が登壇し、ＤＦＦＴのＡＳＥＡＮ地域における展開について発信するとともに、ＩＡＰＰアジアフォーラム 2026 においては、水島九十九専門委員が登壇し、データ利活用の促進と個人の権利利益保護との適切なバランスを図ることの重要性等について発信した。

同年９月29日、韓国個人情報保護委員会（The Personal Information Protection Commission：ＰＩＰＣ）が主催する国際会議に藤本正代委員が登壇し、令和８年改正法の内容や委員会によるＤＦＦＴ推進のための個人データに関するＡＳＥＡＮへの協力の実施などについて発信を行った。

（※１） ＥＤＰＢが主催する、ＥＵから十分性認定を受けている国・地域で共通する重要事項について議論するとともに、データ保護の考え方を共有するＤＰＡ間の協力を探ることを目的とした会合。

（※２） ＩＡＰＰが主催する会合の中で最大級であり、世界各国のデータ保護機関のみならず産業界からも多くの関係者が参加するカンファレンス。

（２）二国間及び多国間の協力関係の強化及び新たな構築

令和８年４月 21 日、イタリアにおいて、手塚悟委員長がフランス情報処理と自由に関する国家委員会（La Commission Nationale de l’Informatique et des Libertés：ＣＮＩＬ）マリー・ロール・ドゥニ委員長と会談を行い、Ｇ７ ＤＰＡラウンドテーブルにおける今後の協力の進め方等について意見交換を行った。

同年６月１日、フィリピン国家プライバシー委員会（National Privacy Commission：ＮＰＣ）と、同年７月 20 日、シンガポールＰＤＰＣと、それぞれ個人情報保護に関するＭＯＣを締結した。また、同年６月 12 日、韓国ＰＩＰＣと、ＭＯＣの締結に向けた意見交換を行った。

同年７月 20 日、シンガポールにおいて、手塚悟委員長が英国情報コミッショナーオフィス（Information Commissioner’s Office：ＩＣＯ）ポール・アーノルド副委員兼最高執行責任者と会談を行い、両国の制度や執行体制の改正について情報交換を行った。

３．国際動向の把握及び情報発信

国境を越えて活動する事業者等が利用しやすいように、かつ、関係各国及び地域のデータ保護機関等や海外の有識者等の理解が深まるように、委員会が収集した個人情報保護に関する海外の法制度の情報や委員会における取組について、ＳＮＳ等を活用して国内外に向け効果的な情報発信を強化した（委員会ウェブサイト「国際関係」の情報掲載のための更新件数は７件）。

Ⅳ　個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務

１．相談受付等

（１）個人情報保護法関係

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的な質問に回答するとともに、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力等を行うための窓口として、個人情報保護法第 169 条の「総合的な案内所」（以下「個人情報保護法相談ダイヤル」という。）を運用している。また、ＡＩを活用したチャットボットサービス（以下「ＰＰＣ質問チャット」という。）を運用し、個人情報保護法に関する質問に常時対応している（ＰＰＣ質問チャットの質問・回答例の追加・更新数は 17 件、ＰＰＣ質問チャットの利用件数は 5,729 件）。

①　個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）

9,873 件の相談を受け付けた（付表 11）。

相談内容としては、「漏えい等の報告等」に関する相談が多く寄せられた。具体的には、「委託先事業者が管理するサーバが不正アクセスに遭い、当該委託先事業者から、委託に伴って提供した個人データの漏えい等が発生したとの通知を受けた。本人への通知を行う予定であるが、本人への通知とは別に委託元事業者において、当該事案の公表を行う義務を負うか」等、漏えい等事案が発生した際の事案の公表に係る相談が事業者から寄せられた。当該質問に対しては、「施行規則第７条各号に掲げる報告対象事態を知ったときは、委員会への報告及び本人への通知を行う必要があること」、「本人への通知の代替措置として事案の公表を行う場合を除き、事案の公表が義務付けられているものではないものの、代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましいと考えられること」等、個人情報保護法第 26 条各項の規定をはじめ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」及び「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａ」の事例等を案内し、質問内容に応じて適切な回答を行

った。

また、「勤務先事業者において、他の従業者が履歴書に記載された個人情報を当該勤務先事業者内で共有しているが、あらかじめ本人の同意を得る必要があるのではないか」といった「個人情報の利用目的」に関する個人からの相談も多く寄せられた。当該相談に対しては、「事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報保護法第17 条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと」等、個人情報保護法第 18 条等の規定を案内し、「事業者に対し、当該共有が特定した利用目的の達成に必要な範囲の取扱いであるか確認するよう促す」等、相談内容に応じて適切な助言を行った。

１件のあっせんの申出を受け付けた（付表 11）。具体的な事案としては、退職したにもかかわらず申出者の氏名等が事業者のホームページに掲載されているという苦情の申出について、委員会から当該事業者に対して、個人情報保護法第 35 条第５項に基づく保有個人データの利用停止等の規定を説明した結果、当該事業者から委員会に対して、当該事業者のホームページから申出者の氏名等を消去した旨の回答がなされたものであった。

② 個人情報保護法相談ダイヤル（公的部門）

1,640 件の相談を受け付けた（付表 12）。

相談内容としては、「保有個人情報の利用及び提供の制限」に関する相談が多く寄せられた。具体的には、親族の居所等を市役所に確認したところ、教えてもらうことができなかったことに対して不満を訴える個人からの相談が多かった。当該相談に対しては、「行政機関の長等は、原則として、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することが禁止されていること」、「個人情報保護法第 69 条第２項各号（第１号を除く。）が定める例外規定に基づき保有個人情報を利用し、又は提供する場合には、本人の同意を得る必要がないこと」等、同条の規定を説明し、相談内容に応じて適切な助言を行った。

このほか「保有個人情報の漏えいが発生したが、委員会への報告や本人への通知が必要となるか」等、施行規則第 43 条各号の該当性を問う地方公共団体からの質問が多かった。当該質問に対しては、「公的部門ガイドライン」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に基づき、質問内容に応じて適切な回答を行った。

（２）マイナンバー法関係

特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力等を行うための窓口として、マイナンバー苦情あっせん相談窓口を運用している。

727 件の相談を受け付けた（付表 13）。

相談内容としては、「特定個人情報の安全管理措置」に関する相談が多く寄せられた。具体的には、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の委託をする場合の取扱いを問う事業者からの質問が多かった。当該質問に対して

は、個人番号利用事務等の委託をする者（以下「委託者」という。）は、委託した個人番号利用事務等で取り扱う特定個人情報について、委託先においてマイナンバー法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないこと、また、必要かつ適切な監督には、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれること等、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、「「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するＱ＆Ａ」に基づき、質問内容に応じて適切な回答を行った。

また、「特定個人情報の収集等の制限」に関する相談も多く寄せられた。具体的には、本人確認の際にマイナンバーカードを提示したところ、個人番号が記載されたマイナンバーカードの裏面のコピーを収集されたことに対して不満を訴える個人からの相談が多かった。当該相談に対しては、「マイナンバー法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む特定個人情報を収集してはならず、本人確認のみを目的として個人番号を収集することはマイナンバー法に違反するおそれがあること」を説明し、相談内容に応じて適切な助言を行った。なお、このようなマイナンバー法に違反するおそれのある個人番号の収集を行う事業者は、不用品買取事業者をはじめ、特定金属くず買受事業者、不動産賃貸事業者や自動車貸渡事業者など、多岐にわたった。

１件のあっせんの申出を受け付けた（付表 13）。具体的な事案としては、申出者が本人確認のために事業者へマイナンバーカードを提示した際に、当該事業者が個人番号を書き取ったことから、書き取った個人番号を消去するよう求めたものの、当該事業者が対応しないという申出について、委員会から当該事業者に対して、「法令上の根拠なく、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないこと」等、マイナンバー法第 20 条の規定等を説明した結果、当該事業者から委員会に対して、書き取った個人番号を消去した旨の回答がなされたものであった。

（３）個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況（四半期別）の公表

個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について国民に対してより詳しく情報提供するとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報及び特定個人情報の取扱い、相談者と事業者又は行政機関等との間の自主的な苦情の解決に資するよう、四半期ごとに「個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況」を取りまとめた上で公表しており、令和８年９月２日に第１四半期分について公表した。

（４）委員会の活動に資する相談実績の適切な情報提供

個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口を通じて把握した情報について、個人情報保護法又はマイナンバー法に定める義務に違反するおそれが明らかであり、個人の権利利益の保護の観点から問題がある事案については、委員会内の

監視・監督担当部署に提供するなど、個人情報、特定個人情報等の適正な取扱いを図るための権限行使等の委員会の各種活動への活用を促進した（委員会内で提供した相談実績件数は3,811件）。

（５）公益通報者保護法に基づく対応

委員会においては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、通報窓口を設置し、外部の労働者等からの公益通報の受付を行っている。引き続き、受理した公益通報については、通報者に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、速やかに必要な措置をとっている。

個人情報保護法に関する公益通報については14件受理し、調査の結果、３件の必要な措置をとった。また、マイナンバー法に関する公益通報については受理したものがなかった。

２．広報・啓発

（１）個人情報保護法関係

①　説明会への講師派遣等

事業者等に対して個人情報保護制度を周知するため、オンライン形式を含め、事業者団体、事業者、行政機関等が主催する説明会（令和８年９月30日時点で計90回、約15,500名参加）への講師派遣等を行った。説明会では、パンフレット、動画コンテンツ等も活用し、個人情報保護制度の的確な周知を図った。

②　こども向けの啓発（出前授業等）

小学生を主な対象として作成した、ＳＮＳ等利用時における個人情報の適正な取扱い方を学ぶことができる動画「取扱注意！みんなの大切な個人情報～ＳＮＳ・オンラインゲーム編～」、ハンドブック「みんなの大切な個人情報」等を用いて、個人情報保護の大切さを伝える出前授業（令和８年９月30日時点で計26回、約3,400名参加）を実施した。出前授業では授業後に確認テストを実施し、学習内容の定着を図った。

また、主に小中学生を対象とした出前授業において活用することや、各地域において教職員等が地域の実情に応じた個人情報保護に関する授業を実施できるようになることを目的として、令和７年度から開始したデジタル社会の進展と調和した有効な教育コンテンツ（教材及びマニュアル）に関する調査・研究において、複数の地域等での試行運用に着手するとともに、新たに高校生を対象とした教育コンテンツ（教材及びマニュアル）に関する調査・研究を開始した。

さらに、こどもたちの体験活動の機会とするとともに、委員会の施策に対する理解を深めてもらうため、令和８年７月29日及び30日に「こども霞が関見学デー」を開催し、個人情報について楽しく学べるよう、委員会の仕事体験プログラム、個人情報に関するクイズとすごろくを組み合わせた参加型講座等を実施した（約270名参加）。

また、小学生から高校生までを対象に、個人情報保護の重要性や個人情報の有用性について考えることを目的として、新たに開催する「個人情報に関するポスターコンクール」

の募集を行った。

③　動画コンテンツ等

「こども霞が関見学デー」の紹介動画や「個人情報を考える週間」における手塚悟委員長からのメッセージ動画等を制作し、委員会ウェブサイト上への掲載等により周知を図った（令和８年９月30日時点で広報及び啓発の動画制作本数は４本、委員会公式YouTubeチャンネルにおいて131本の動画を掲載中）。

④　個人情報を考える週間

委員会が参加しているＡＰＰＡにおいて取り組むこととされているPrivacy Awareness Weekについて、令和８年６月22日から同月28日までの期間を「個人情報を考える週間」として設定し、個人情報の重要性等について広く国民に対し広報活動を行った。

具体的には、国の行政機関、全国の地方公共団体及び認定団体における啓発ポスターの掲示、駅構内や電車内、空港等におけるデジタルサイネージ広告の放映及びインターネット広告の掲載等による情報発信等を行った。

また、委員会ウェブサイト上に「個人情報を考える週間」の特設ページを設け、個人情報保護のリテラシー向上を目的とした動画の掲載等を行った。

⑤　訴求対象を明確にした情報発信

令和７年度に引き続き、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和７年４月22日犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、特殊詐欺事案における個人情報の保護についての理解を深めることを目的として、金融機関や県警本部等を通じて周知してもらえるよう、実際の犯罪の手口を模した動画の周知のためのポスター約3,500枚及び名刺サイズ広告約218,000枚を当該金融機関や県警本部等に提供した。

⑥　委員会ウェブサイトを通じた情報発信

委員会ウェブサイトにおいて、開催した委員会に関する資料、報道発表情報等について、トップページの新着情報欄や「TOPICS」欄におけるリンク先のページに新たなコンテンツを掲載すること等によって積極的かつ効果的に情報発信を行った（令和８年９月30日時点で委員会ウェブサイトの更新件数189件）。

⑦　委員会公式ＳＮＳを通じた情報発信

Ｘ、YouTubeチャンネルなどの委員会公式ＳＮＳを通じて、委員会の活動及び個人情報保護制度に対する理解醸成や委員会の認知度向上のための情報発信を行った。具体的には、委員会公式Ｘで委員会ウェブサイトに掲載された新着情報や、委員長・委員の国際会議等への出席等の活動情報を発信したほか、委員会公式YouTubeチャンネルでは、「個人情報を考える週間」における手塚悟委員長からのメッセージ動画等を掲載した。また、令和８年６月に委員会公式Instagramを開設し、「個人情報を考える週間」に関する動画や出前授業の案内、個人情報に関するクイズ等、保護者や教育関係者がこどもたちと一緒に

学べるコンテンツを発信した。

（２）マイナンバー法関係

行政機関等の職員向けに特定個人情報の適正な取扱いの確保や安全管理措置の再確認を促すこと等を目的としたオンライン研修を行った。

また、地方公共団体情報システム機構が委員会との共催により実施している「マイナンバー利用事務・関係事務担当者のための個人情報保護セミナー」において、研修動画の配信を行っている。

３．ＤＸの推進

令和７年度に構築したＤＸ推進体制を基盤として、ＰＰＣ質問チャットの充実など、広聴・相談業務に関する事務の効率化・品質の均一化のほか、委員会ポータルサイトの改修など、重点的に取り組むべき課題への対応を計画的に進めた。

また、業務用端末に標準搭載されたアプリケーションやガバメントＡＩ「源内」をはじめとする新技術の利活用促進に向けた職員向け研修を開始したほか、ワークショップの開催準備を行った。

付表　活動実績

１．個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者等に対する監督

<table>
<tr><td>対応事項</td><td colspan="6">件数等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人データの漏えい等事案の報告の処理</td><td colspan="6">10,784件【8,928件】（※１）
〔参考〕任意の報告等：722 件（※２）
（内訳）
委員会直接受付分　：7,278 件【6,806 件】
委任先省庁経由分　：3,506 件【2,122 件】</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告義務該当事由の内訳（※３）</td><td>要配慮個人情報を含む</td><td>財産的被害が生じるおそれ</td><td>不正の目的をもって行われたおそれ</td><td>本人数1000人超</td></tr>
<tr><td>件数
（割合）</td><td>10,784 件
（100%）</td><td>5,976 件
（55.4%）</td><td>2,021 件
（18.7%）</td><td>3,258 件
（30.2%）</td><td>611 件
（5.7%）</td></tr>
<tr><td>報告徴収</td><td colspan="6">43件【11件】</td></tr>
<tr><td>立入検査</td><td colspan="6">０件【２件】（※４）</td></tr>
<tr><td>指導及び助言</td><td colspan="6">200件【236件】</td></tr>
<tr><td>勧告</td><td colspan="6">０件【２件】</td></tr>
<tr><td>命令</td><td colspan="6">０件【１件】</td></tr>
</table>

（※１）法令上報告が義務付けられているものを計上している。

（※２）法令上報告が義務付けられていないものの任意に報告がなされたものや、速報提出後に法令上の報告義務対象ではないことが明らかになったもの等を計上している。

（※３）１つの事案で複数の報告義務要件に該当する場合には全て計上しているため、「報告義務該当事由」欄の件数は合計件数を超えることがある。同様に、「報告義務該当事由」欄の割合合計が100%を超えることがある。

（※４）立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

（注）各欄における【　】内は令和７年度上半期の実績。

２．個人情報保護法に基づく行政機関等に対する監視

<table>
<tr><td>対応事項</td><td colspan="7">件数等</td></tr>
<tr><td rowspan="5">保有個人情報の漏えい等事案の報告の処理</td><td colspan="7">1,268件【1,250件】（※１）
〔参考〕任意の報告等：285件（※２）
（内訳）
国の行政機関等　：　153件【130件】
〔参考〕任意の報告等：33件
地方公共団体等　：1,115件【1,120件】
〔参考〕任意の報告等：252 件</td></tr>
<tr><td colspan="3">報告義務該当事由の内訳（※３）</td><td>要配慮個人情報を含む</td><td>財産的被害が生じるおそれ</td><td>不正の目的をもって行われたおそれ</td><td>本 人 数 100人超</td><td>条例要配慮個人情報を含む</td></tr>
<tr><td rowspan="3">件数（割合）</td><td>内訳</td><td>合計件数</td><td>1,021件</td><td>９件</td><td>79件</td><td>224件</td><td>０件</td></tr>
<tr><td>国の行政機関等</td><td>153件
（100%）</td><td>101 件
（66.0%）</td><td>０件
（0.0%）</td><td>16 件
（10.5%）</td><td>45 件
（29.4%）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>地方公共団体等</td><td>1,115件
（100%）</td><td>920 件
（82.5%）</td><td>９件
（0.8%）</td><td>63 件
（5.7%）</td><td>179 件
（16.1%）</td><td>０件
（0.0%）</td></tr>
<tr><td>資料提出の求め</td><td colspan="7">26件【27件】（※４）
（内訳）
国の行政機関等　：　２件【４件】
地方公共団体等　：　24件【23件】</td></tr>
<tr><td>実地調査等</td><td colspan="7">28件【25件】（※５）
（内訳）
国の行政機関等　：　４件【４件】
地方公共団体等　：　24件【21件】</td></tr>
<tr><td>指導及び助言</td><td colspan="7">91件【95件】（※４）
（内訳）
国の行政機関等　：　８件【13件】
地方公共団体等　：　83件【82件】</td></tr>
<tr><td>勧告</td><td colspan="7">０件【０件】</td></tr>
<tr><td>勧告に基づいてとった措置についての報告の要求</td><td colspan="7">０件【０件】</td></tr>
</table>

（※１）法令上報告が義務付けられているものを計上している。
（※２）法令上報告が義務付けられていないものの任意に報告がなされたものや、速報提出後に法令上の報告義務対象ではないことが明らかになったもの等を計上している。
（※３）１つの事案で複数の報告義務要件に該当する場合には全て計上しているため、「報告義務該当事由」欄の件数は合計件数を超えることがある。同様に、「報告義務該当事由」欄の割合合計が100%を超えることがある。
（※４）資料提出の求め並びに指導及び助言の実施件数は、計画的に行われた実地調査等に伴うものも含み、計画的に行われた実地調査等に伴うものについては当該実地調査等の開始日を基準として計上している。
（※５）実地調査等の実施件数は、計画的に行われたものを含み、実地調査等開始日を基準として計上している。
（注）各欄における【　】内は令和７年度上半期の実績。

３．個人情報保護法に基づき計画的に行われた実地調査等の結果（調査等項目別）

＜各調査等項目において不備事項が認められた割合＞

（実地調査先数　国の行政機関等：４、地方公共団体等：24）

調査等項目	国の行政機関等	地方公共団体等	安全管理措置等の種類
規程の整備状況	０%（０） 【50%（２）】	63%(15) 【48%（10）】	組織的安全管理措置
組織体制の整備状況	０%（０） 【０%（０）】	42%(10) 【57%（12）】	組織的安全管理措置
漏えい等事案等発生時等の対応体制	０%（０） 【０%（０）】	29%（７） 【33%（７）】	組織的安全管理措置
教育研修	25%（１） 【０%（０）】	88%(21) 【90%（19）】	人的安全管理措置
監査・点検	25%（１） 【０%（０）】	79%(19) 【100%（21）】	組織的安全管理措置
委託及び再委託	０%（０） 【25%（１）】	63%(15) 【81%（17）】	その他 （委託及び再委託を含む）
書類の保管及び廃棄	25%（１） 【25%（１）】	58%(14) 【67%（14）】	物理的安全管理措置
漏えい等の防止及び外部からの不正アクセスの防止	０%（０） 【０%（０）】	８%（２） 【０%（０）】	技術的安全管理措置
電子媒体の管理及び使用	０%（０） 【25%（１）】	58%(14) 【48%（10）】	物理的安全管理措置
アカウント及びアクセス権の管理	０%（０） 【25%（１）】	67%(16) 【52%（11）】	技術的安全管理措置
端末及びサーバの管理	０%（０） 【０%（０）】	50%(12) 【62%（13）】	物理的安全管理措置
ログの分析	25%（１） 【25%（１）】	96%(23) 【90%（19）】	技術的安全管理措置
その他	０%（０） 【50%（２）】	４%（１） 【38%（８）】	その他

（注１）「調査等項目」は、公的部門ガイドライン等に規定されている安全管理措置等に関する複数の事項について類型化したもの。不備事項が認められた割合については、当該調査等項目における複数の検証対象事項のうち１つでも不備事項があったものを計上している。

（注２）（　）内は不備事項が認められた実地調査等の先数を計上している。

（注３）各欄における【　】内は令和７年度上半期の実績。

４．個人情報保護法に基づき計画的に行われた実地調査の結果（実地調査先別）

＜実地調査先ごとの不備項目の件数＞

実地調査先	安全管理措置等の不備項目の件数				
	組織的安全管理措置	人的安全管理措置	物理的安全管理措置	技術的安全管理措置	その他（委託及び再委託を含む）
デジタル庁	0	0	0	0	0
厚生労働省（年金局）及び日本年金機構	0	0	0	0	0
国土交通省	0	1	0	0	0
農水産業協同組合貯金保険機構	1	0	1	1	0
埼玉県戸田市	0	0	0	1	0
埼玉県朝霞市	1	1	2	3	0
埼玉県ふじみ野市	1	1	2	2	1
千葉県野田市	1	1	1	1	0
千葉県我孫子市	2	1	0	1	1
千葉県印西市	1	1	1	2	0
東京都台東区	3	1	2	1	1
東京都台東区教育委員会	3	1	1	2	1
東京都大田区	1	1	0	2	1
東京都渋谷区	4	1	1	1	1
東京都葛飾区	3	1	2	2	1
神奈川県小田原市	4	1	3	2	1
神奈川県座間市	2	1	3	2	2
長野県松本市	1	1	2	2	1
長野県千曲市	4	1	3	2	1
長野県安曇野市	2	1	3	3	1
静岡県島田市	1	1	1	2	1
静岡県袋井市	2	1	2	1	0
静岡県菊川市	2	1	1	1	0
愛知県春日井市	4	0	1	1	1
愛知県豊山町	3	1	3	2	1
大阪府豊中市	1	0	2	2	0
大阪府摂津市	2	1	2	2	0
大阪府摂津市教育委員会	3	1	2	1	0

５．マイナンバー法に基づく監督等

<table>
<tr><td>対応事項</td><td colspan="6">件数等</td></tr>
<tr><td rowspan="6">特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理</td><td colspan="6">215件【206件】
（うち「報告対象事態」（※１）に該当：46件【39件】）
（内訳）
国の行政機関等　：14件【12件】
（うち「報告対象事態」に該当：０件【０件】）
地方公共団体等　：60件【67件】
（うち「報告対象事態」に該当：４件【２件】）
事業者　：141件【127件】
（うち「報告対象事態」に該当：42件　【37件】）</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告対象事態該当事由の内訳（※２）</td><td>情報提供ネットワークシステム等上の情報（※３）</td><td>不正の目的をもって行われたおそれ</td><td>不特定多数の者に閲覧されたおそれ</td><td>本人数100人超</td></tr>
<tr><td rowspan="4">件数（割合）</td><td>内訳</td><td>合計件数</td><td>１件</td><td>35件</td><td>６件</td><td>20件</td></tr>
<tr><td>国の行政機関等</td><td>０件
（100%）</td><td>０件
（0.0%）</td><td>０件
（0.0%）</td><td>０件
（0.0%）</td><td>０件
（0.0%）</td></tr>
<tr><td>地方公共団体等</td><td>４件
（100%）</td><td>１件
（25.0%）</td><td>１件
（25.0%）</td><td>０件
（0.0%）</td><td>３件
（75.0%）</td></tr>
<tr><td>事業者</td><td>42件
（100%）</td><td>０件
（0.0%）</td><td>34件
（81.0%）</td><td>６件
（14.3%）</td><td>17件
（40.5%）</td></tr>
<tr><td>報告徴収</td><td colspan="6">25件【19件】（※４）</td></tr>
<tr><td>立入検査</td><td colspan="6">27件【23件】（※５）
（内訳）
国の行政機関等　：４件【４件】
地方公共団体等　：23件【19件】
事業者　：０件【０件】</td></tr>
<tr><td>指導及び助言</td><td colspan="6">34件【40件】（※４）</td></tr>
</table>

（※１）「報告対象事態」とは、漏えい等報告規則第２条各号（ただし、令和３年度以前に発生した事案については、令和３年個人情報保護委員会規則第２号による改正前の漏えい等報告規則第２条各号）に掲げる事態である。

（※２）１つの事案で複数の報告対象事態に該当する場合には全ての該当事由に計上しているため、「報告対象事態該当事由の内訳」記載の合計件数は、「特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理」欄記載の報告対象事態の件数を超えることがある。

（※３）情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報や個人番号利用事務を処理するために利用する情報システムにおいて管理される特定個人情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を指す。

（※４）報告徴収並びに指導及び助言の実施件数は、計画的に行われた立入検査に伴うものも含み、計画的に行われた立入検査に伴うものは当該立入検査開始日を基準として計上している。

（※５）立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

（注）各欄における【　】内は令和７年度上半期の実績。

６．マイナンバー法に基づき計画的に行われた立入検査の結果（検査項目別）

＜各検査項目において不備事項が認められた割合＞

（立入検査先数　国の行政機関等：４、地方公共団体等：23）

検査項目	国の行政機関等	地方公共団体等	安全管理措置等の種類
規程の整備状況	25%（1） 【0%（0）】	57%(13) 【47%（9）】	組織的安全管理措置
組織体制の整備状況	0%(0) 【0%（0）】	52%(12) 【47%（9）】	組織的安全管理措置
漏えい等事案等発生時等の対応体制	0%(0) 【0%（0）】	9%(2) 【37%（7）】	組織的安全管理措置
教育研修	50%(2) 【0%（0）】	83%(19) 【84%（16）】	人的安全管理措置
監査	25%(1) 【0%（0）】	83%(19) 【95%（18）】	組織的安全管理措置
委託及び再委託	25%(1) 【0%（0）】	61%(14) 【74%（14）】	その他 （委託及び再委託を含む）
書類の保管及び廃棄	0%(0) 【0%（0）】	35%(8) 【42%（8）】	物理的安全管理措置
漏えい等の防止及び外部からの不正アクセスの防止	0%(0) 【0%（0）】	9%(2) 【0%（0）】	技術的安全管理措置
電子媒体の管理及び使用	0%(0) 【0%（0）】	43%(10) 【5%（1）】	物理的安全管理措置
アカウント及びアクセス権の管理	0%(0) 【0%（0）】	65%(15) 【42%（8）】	技術的安全管理措置
端末及びサーバの管理	0%(0) 【0%（0）】	52%(12) 【63%（12）】	物理的安全管理措置
ログの分析	25%(1) 【0%（0）】	96%(22) 【89%（17）】	技術的安全管理措置
その他	25%(1) 【0%（0）】	22%(5) 【47%（9）】	その他

（注１）「検査項目」は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に規定されている安全管理措置等に関する複数の事項について類型化したもの。不備事項が認められた割合については、当該検査項目における複数の検証対象事項のうち１つでも不備事項があったものを計上している。

（注２）（　）内は不備事項が認められた立入検査の先数を計上している。

（注３）各欄における【　】内は令和７年度上半期の実績。

7．マイナンバー法に基づき計画的に行われた立入検査の結果（立入検査先別）

＜立入検査先ごとの不備項目の件数＞

立入検査先	安全管理措置等の不備項目の件数				
	組織的安全管理措置	人的安全管理措置	物理的安全管理措置	技術的安全管理措置	その他（委託及び再委託を含む）
デジタル庁	0	0	0	0	0
厚生労働省（年金局）及び日本年金機構	0	0	0	0	0
国土交通省	2	1	0	0	0
農水産業協同組合貯金保険機構	0	1	0	1	2
埼玉県戸田市	0	0	0	1	1
埼玉県朝霞市	1	1	2	3	1
埼玉県ふじみ野市	0	1	2	2	1
千葉県野田市	3	1	1	1	0
千葉県我孫子市	1	1	0	1	1
千葉県印西市	1	1	0	2	0
東京都台東区	3	1	2	1	0
東京都大田区	2	1	0	2	0
東京都渋谷区	1	0	0	1	1
東京都葛飾区	2	1	2	2	1
神奈川県小田原市	3	1	2	2	1
神奈川県座間市	3	1	1	2	1
長野県松本市	3	1	2	2	2
長野県千曲市	4	1	3	2	2
長野県安曇野市	3	1	3	3	2
静岡県島田市	1	0	0	2	1
静岡県袋井市	2	1	2	1	0
静岡県菊川市	1	1	1	1	1
愛知県春日井市	2	0	1	1	1
愛知県豊山町	4	1	2	2	1
大阪府豊中市	0	1	2	2	1
大阪府摂津市	3	1	1	2	0
大阪府摂津市教育委員会	3	1	1	1	0

８．特定個人情報保護評価書の承認日

評価実施機関	評価書名	委員会 承認日
独立行政法人農業者年金基金	農業者年金業務等に関する事務　全項目評価書	５月 27 日
預金保険機構	預金保険関係事務　全項目評価書	５月 27 日
国税庁長官	国税関係事務　全項目評価書	６月 10 日
東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都情報サービス産業健康保険組合　適用、給付及び徴収関係事務　全項目評価書	９月９日
国土交通大臣	自動車整備士技能検定に関する事務　全項目評価書	９月９日

（注）令和７年度上半期における承認実績は４件。

９．主な国際会議への参加

国際会議名	開催月
ＩＡＰＰ ＤＰＡ Days ミーティング	４月
Ｇ７ ＤＰＡ執行協力作業部会（計３回）	４月、５月、６月
ＡＰＰＡガバナンス委員会（計４回）	４月、５月、８月、９月
Global System for Mobile Communications Association（ＧＳＭＡ）デジタルネイションサミット東京	４月
グローバルＣＢＰＲフォーラム総会（計５回）	４月、５月、６月、８月、９月
第14回ＯＥＣＤ ＤＧＰ会合	４月
Privacy Symposium	４月
ＯＥＣＤデジタル政策委員会ＷＰＤＧＰ臨時会合	４月
ＧＰＡ国際年齢認証作業部会（計２回）	４月、６月
2026 年第２回環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：ＣＰＴＰＰ）電子商取引小委員会	４月
ＣＢＰＲ認証機関会合	４月
Ｇ７ ＤＰＡ ＤＦＦＴ作業部会（計２回）	４月、６月
ＧＰＡグローバルな枠組みと基準ワーキンググループ（計２回）	４月、７月
第４回日ＥＵデジタルパートナーシップ閣僚級会合	５月
テック・ビジネス・ラウンドテーブル	５月
ＧＰＡ国際執行協力ワーキンググループ	５月
Ｇ７ ＤＰＡ先端技術作業部会（計２回）	５月、６月
第99回ＯＥＣＤデジタル政策委員会	５月
第１回デジタル規制協力に関する国際ネットワーク（International Network for Digital Regulation Cooperation：ＩＮＤＲＣ）ウェビナー	５月
ＥＤＰＢ主催技術レベル会合（計２回）	５月、６月
第１回ＧＰＡバーチャルタウンホール	６月
ＡＰＰＡ不正な個人情報の流通に関するワーキンググループ	６月
第65回ＡＰＰＡフォーラム	６月
ＯＥＣＤハイレベルラウンドテーブル	６月
ＯＥＣＤシニアオフィシャルズミーティング	６月
プライバシー・リサーチ・デー	６月
第６回Ｇ７ ＤＰＡラウンドテーブル	６月
ＧＰＡキャパシティ・ビルディング会合	６月
日ＡＳＥＡＮデジタル担当高級実務者会合・電気通信規制庁会合合同作業部会	７月
ＡＰＰＡコミュニケーションワーキンググループ（計２回）	７月、９月

第９回ＩＮＤＲＣ会合	７月
シンガポールデータフェスティバル2026	７月
ＩＡＰＰアジアフォーラム2026	７月
シンガポールデータフェスティバルＣＩＰＬサイドイベント	７月
第53回ＡＰＥＣデータ・プライバシーサブグループ	７月
第２回ＩＮＤＲＣウェビナー	７月
日・フィリピン経済連携協定（ＥＰＡ）交渉会合	９月
第３回ＩＮＤＲＣウェビナー	９月
Global ＡＩ Privacy Forum	９月

10. 外国機関等との対話実績

対話の相手等	開催月
英国ＤＳＩＴとの対話（計４回）	４月、６月、７月、９月
ドイツＢｆＤＩとの対話（計２回）	４月、５月
英国ＩＣＯとの対話（計２回）	４月、７月
カナダプライバシーコミッショナー委員との会談	４月
フランスＣＮＩＬ委員長との会談	４月
ドイツＢｆＤＩ副委員との会談	４月
スペインＡＩ監督庁との対話	４月
欧州委員会ＤＧ―ＪＵＳＴ総局長との会談	５月
カナダプライバシーコミッショナーオフィス（Office of the Privacy Commissioner of Canada：ＯＰＣ）との対話（計３回）	５月（２回）、６月
フランスＣＮＩＬとの対話（計２回）	５月、６月
駐日スイス大使館との対話	５月
フィリピンＮＰＣ委員との会談	６月
韓国ＰＩＰＣとの対話	６月
韓国ＰＩＰＣ委員長との会談（計２回）	６月、９月
シンガポールＰＤＰＣ委員との会談（計２回）	６月、７月
欧州委員会ＤＧ―ＪＵＳＴとの対話	７月
英国ＩＣＯ副委員との会談	７月
タイＰＤＰＣ委員長との会談	７月
米国商務省（United States Department of Commerce：ＤｏＣ）との対話	７月
シンガポール情報通信メディア開発局（Infocomm Media Development Authority：ＩＭＤＡ）との対話	７月
ＥＤＰＢとの対話	７月

11. 個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）における受付件数

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位５項目（※４） （１件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。）				
		事業者	個人	その他 （※３）					
苦情 （※１）	4,456 【3,900】	45 【34】	4,403 【3,860】	８ 【６】	利用目的	第三者提供	開示等	漏えい等の報告等	安全管理措置
					1,435 【1,230】	1,390 【1,278】	807 【633】	671 【416】	569 【440】
	苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は１件【10 件】。								
質問	4,731 【5,611】	3,894 【4,715】	364 【380】	473 【516】	漏えい等の報告等	第三者提供	定義	利用目的	安全管理措置
					1,842 【1,569】	1,142 【1,683】	737 【947】	650 【952】	374 【523】
その他 （※２）	686 【528】	46 【51】	634 【472】	６ 【５】	正確性	安全管理措置	－	－	－
					１ 【０】	１ 【０】	－ 【－】	－ 【－】	－ 【－】
総件数	9,873 【10,039】	3,985 【4,800】	5,401 【4,712】	487 【527】	第三者提供	漏えい等の報告等	利用目的	開示等	安全管理措置
					2,532 【2,963】	2,513 【1,985】	2,085 【2,182】	968 【815】	944 【963】

（※１）事業者における個人情報の不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。
（※２）個人情報保護制度に関する要望、個人情報保護法以外の問合せ等をいう。
（※３）行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。
（※４）上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。
（注）各欄における【　】内は令和７年度上半期の実績。

12. 個人情報保護法相談ダイヤル（公的部門）における受付件数

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位５項目（※４） （１件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。）				
		事業者	個人	その他 （※３）					
苦情 （※１）	750 【767】	25 【15】	717 【748】	８ 【４】	利用及び提供の制限 300 【354】	開示等 180 【133】	安全管理措置 84 【45】	漏えい等の報告等 67 【70】	保有の制限等 57 【66】
質問	681 【742】	34 【56】	66 【110】	581 【576】	漏えい等の報告等 169 【145】	利用及び提供の制限 140 【188】	開示等 131 【145】	定義 131 【119】	漏えい等の報告等（開示請求） 64 【22】
その他 （※２）	209 【251】	６ 【１】	172 【228】	31 【22】	案内所の整備 ６ 【３】	保有の制限等 ２ 【０】	漏えい等の報告等 １ 【３】	利用及び提供の制限 １ 【２】	開示等 １ 【１】
総件数	1,640 【1,760】	65 【72】	955 【1,086】	620 【602】	利用及び提供の制限 441 【544】	開示等 312 【279】	漏えい等の報告等 237 【218】	定義 170 【155】	安全管理措置 121 【77】

（※１）行政機関等における個人情報の不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。
（※２）個人情報保護制度に関する要望、個人情報保護法以外の問合せ等をいう。
（※３）行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。
（※４）上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。
（注）各欄における【　】内は令和７年度上半期の実績。

13. マイナンバー苦情あっせん相談窓口における受付件数

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位５項目（※４） （１件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。）				
		事業者	個人	その他（※３）					
苦情（※１）	134 【65】	０ 【０】	131 【65】	３ 【０】	収集等の制限	提供の要求等	安全管理措置	漏えい等に関する報告等	利用範囲等
					61 【16】	24 【14】	21 【14】	15 【９】	８ 【１】
	苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は１件【０件】。								
質問	303 【446】	203 【300】	23 【44】	77 【102】	安全管理措置	収集等の制限	漏えい等に関する報告等	提供の制限等	提供の要求等
					86 【122】	72 【60】	66 【56】	25 【69】	21 【40】
その他（※２）	290 【266】	11 【17】	224 【238】	55 【11】	その他	－	－	－	－
					290 【265】	－ 【－】	－ 【－】	－ 【－】	－ 【－】
総件数	727 【777】	214 【317】	378 【347】	135 【113】	その他	収集等の制限	安全管理措置	漏えい等に関する報告等	提供の要求等
					296 【321】	133 【76】	107 【136】	81 【65】	45 【54】

（※１）事業者等における特定個人情報の不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。
（※２）マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。
（※３）行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。
（※４）上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。
（注）各欄における【　】内は令和７年度上半期の実績。